

平成 24 年 第 1 回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成 24 年 1 月 18 日 (水) 午後 1 時 30 分開会

午後 4 時 30 分閉会

開催場所 摂津市役所本館 3 階 301 会議室

付議事件

議案番号	件名	審議結果
1	摂津市公民館条例の一部を改正する条例制定原案承認の件	承認

出席者

委員長	新庄慶昭	教育次長兼		教育政策課長	若狭孝太郎
委員長		次世代育成部長	馬場博	こども教育課長	小林寿弘
職務代理者	溝口重雄	教育総務部長	登阪弘	教育推進課長	撰田裕美
委員	大矢優子	生涯学習部長	宮部善隆	児童相談課長	北橋ひとみ
委員	原田正文	次世代育成部次長		総務課長代理	安田信吾
教育長	和島剛	兼教育センター所長	前馬晋策	子育て支援課長代理	高田邦明
		生涯学習部次長		教育政策課長代理	野本憲宏
		兼文化スポーツ課長	布川博	こども教育課長代理	木下伸記
		生涯学習部参事		総務課総務係員	奥村有理
		兼生涯学習課長	池上敦実		
		総務課長	岩見賢一郎		
		子育て支援課長	大橋徹之		

委員長

ただいまから、平成 24 年第 1 回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は原田委員です。よろしくお願ひいたします。それでは議案第 1 号「摂津市立公民館条例の一部を改正する条例制定原案承認の件」を上程します。生涯学習課長から説明をお願いします。

生涯学習課長

議案第 1 号「摂津市立公民館条例の一部を改正する条例制定原案承認の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めますのでございます。

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

委員長

何か質問等はございますか。

委員長職務代理者

去年 8 月に社会教育法の改正があったと思います。8 月以前からあった社会教育を、平成 11 年にこの 30 条に関わって改正がありました。これは、社会教育委員についても、選定基準については社会教育の向上を維持する分野であるとかの追加があったわけです。この 11 年改正の内容と、今言われた去年の改正の違いをもう一度ご説明いただきたい。今の説明を聞いていると、変わりがないように聞こえたのです。

生涯学習課長

社会教育委員にしても、今までは追加前の学校教育、社会教育、家庭教育、学識経験者の 4 分野については、変更はないのですが、社会教育委員と昨年にも改正しているのですが、図書館等協議会委員の方につきましても、今回同様に教育委員会が適当と認める者を追加であげさせていただいております。今回についても、改正に応じまして、この項目を追加させていただいて、広く一般市民の方にも、委員になっていただけるようにしていく予定でござります。

生涯学習部長

教育委員がおっしゃっている、社会教育法の前の改正につきましては、従来委員は学校教育、社会教育、学識経験、というそういった方から選ぶとなっていましたけれども、教育基本法の改正に伴いまして、そこに家庭教育の向上に資する活動を行う者というものが以前の改正でございました。今回、あげさせていただいておりますのは、社会教育法第 30 条に社会教育の向上に資する者も含めた条文が、社会教育法に規定されておりますけれども、今回は地域主権

一括法の趣旨によりまして、従来この法に定めておいた条文を、条例委任にいたしまして、その学校教育、社会教育、家庭教育、学識経験者以外にも、公民館運営審議委員に委嘱できるという基準を条例に定めることによって、広く市民からも委員を選任できるようにするという改正でございます。

委員長職務代理者

条例の制定権、法律との関係はどう解釈するかということなのですが、憲法にいう 94 条というのはあくまでも法律の範囲内、法の則を越えてはならないという大原則があります。その則を変えて、30 条の 5 を付け加えますと、表現は悪いですがけれどもザル法といえますか、すべて救済できるのです。もちろん掲げる者のほか、この委員会が適当だと認めるものということですから、制約はあるにしる分野にしては、ザル法なのです。基準をおいたつもりなのだけど、基準がないのと等しいのです。なぜ、このようなことを言うのかと言いますと、11 年の改正とそれ以前の法律とじっくり比較検討されましたか。私の方から言いますが、いわゆる旧法の 30 条です。30 条の第 1 項 1 号は生きています。ところが 2 号は、ひとくくりで言えば、社会教育関係です。法律では、教育、学術、文化、産業、労働、社会事業、などとなっています。3 号に、学識経験者がある。2 号は 11 年の改正によって、除外されたわけです。さらに、除外されているのは、3 項市長、職員、議員、これも書かなかったのです。しかし、11 年改正でこれも消えたわけです。そういう経過があるのにも関わらず、なぜ 1 項の 2 号が削除されたのかという背景を理解すれば今回の条例改正の第 5 号ができないはずなのです。そこで、提案なのですが、幅広くというのは理解できますし、私も賛成です。従って、それは 4 つの分野、学校、社会教育、家庭教育、学識、ここで全部拾います。社会教育というのは、ものすごい幅が広いわけですから。5 号で拾おうとしている方は、すべて 4 つの分野のどこかに当てはまります。形式論になるわけですが、5 号をいれるということは、これはやっぱり憲法 94 条の法律と条例の関係から言えば、まずいと思います。狙いとされている幅広くというのは、いくらでも救済できますので、この条例改正案を出していくということについては私は引っ掛かります。

生涯学習部長

私から先ほど家庭教育の向上の話をさせていただきましたが、私の記憶では法が改正されたのは 18 年の改正で家庭教育分野が入ったと考えております。そういった内容で、公民館の規則の改正をさ

せていただいた経緯があります。それと、今4号までで全て賄えるというお話でしたが、今社会教育の分野で入っていただいているのは、団体の代表という形で入っていただいております。学校につきましては、学校の義務教育の関係者、家庭教育につきましては、その分野で活躍されている方、学識経験者ということであれば、民生委員などに入っていただいております。5号につきましては、教育委員がおっしゃっておられますが、今回の法の主旨といたしましては、4号までの方以外にも広く公民館運営にご意見いただくということで選任できると法改正の主旨があったと考えております。その上で、この4号までに関係しない方につきましても、公民館運営審議会で審議していただこうとして入れさせていただきました。

委員長職務代理者

我々の願い、あるべき姿については、何の問題もないわけです。決して、形式論とは言いませんが、法と条例の関係からしたらまずいということなのです。部長答弁の中で、確かめていただきたいのですが、私の記憶では家庭教育の分野の話で、社会教育委員の定めも、公民館運営審議会委員の定めも同様ですが、18年ではなく13年です。公民館第5章の30条関係については、11年と記憶しています。間違いがあれば、後ほど訂正いたします。もう1点は、省令とは違って、地方分権的な、意味合いで条例制定は委任されているのだと思います。条例制定は、委任されている中身というのは、法で制約があるわけです。地方分権が進展していったって、権限委譲というのが行われておりますけれど、社会教育法について、この条項について、どうかということになりますと、社会教育法が30条できっちりある以上はその則を越えてはならないのではないかと思います。

教育長

今、法と条例の関係で、ご指摘いただいておりますので、事務局としては、一度市の方とも詰めてお話したいと思います。もし、市の方とうまくいきそうであれば、ご理解いただきたいと思います。うちの方で、もう1回詰めてお話したいと思います。これは、議案に入ってきますので、これでいくという風になればご理解いただきたいと思います。

委員長職務代理者

教育長が言われたとおりで、結構だと思います。私が、懸念したのは議会の議論の前に教育委員会が前置をされているわけですから、国会でいう衆議院と参議院のようなねじれが違うようなことが

あれば、私どもとして何を審議していたのかということになりますので、そういったことであえてしつこく言っているのです。最終的に校正のチェックをお願いします。

大矢委員　　ひとつ、質問があります。公民館のメンバーや委員のメンバーが重複していることがあるのでしょうか。色々な方が市に関わっているのでしょうか。

生涯学習部長　　公民館審議会委員、図書館等審議会委員、社会教育委員で重複していらっしゃる方は、いらっしゃいません。

大矢委員　　結構だと思います。ありがとうございます。

委員長　　他に質問等はございますか。無いようでしたら、議案第1号「摂津市立公民館条例の一部を改正する条例制定原案承認の件」を原案どおり承認いたします。続いて報告事項にうつります。事業実施に伴う奨励援助の件について総務課長から説明をお願いします。

総務課長　　〔事業実施に伴う奨励援助の件について報告あり〕

委員長　　何か質問等はございますか。

委員長職務代理者　　人間科学大学子ども福祉学科のオープニングに伴うシンポジウムですが、パネラーはどなたですか。

こども教育課長　　パネリストといたしましては、大阪人間科学大学の原田副学長、本市からは次世代育成部前馬次長、あとは関係大学の教授の方です。

原田委員　　大阪府立母子総合医療センターの企画調査部長産婦人科医の佐藤先生がメインです。次世代育成部前馬次長とあとは学内の私と児童教育学科の教授です。

委員長　　他に何か質問等はございますか。無いようでしたらその他にうつります。

教育政策課長	[以下、参考資料等により、(1)平成23年度12月までの問題行動等件数について報告あり]
委員長	何か質問等がございますか。
教育長	事務局の方で、不登校の数が急に増えているでしょう。その辺の原因等、どのように捉えているのか。
教育政策課長	不登校の集計につきましては、1学期末、2学期末、3学期末、で行っております。1学期は10日以上欠席者のうち、理由が学校嫌い、学校生活に馴染めないというものに該当する児童生徒の数でございます。今回から2学期末の集計に置きかえました。20日以上欠席者で2学期末の数字になりますのでその分増えています。
教育長	前年度と比較しても、23年はかなり増えている感じがしますが、何かありますか。
教育政策課長	今回、この数が増えている件は小学校は1校、中学校は1校の不登校数が増えたということです。
委員長	他補足説明等がありますか。
大矢委員	先ほどの説明で、1学期は10日以上、2学期は20日以上お休みした場合ということですが、今現在も不登校の人はまた別の数になるのですよね。例えば、9月10月学校に行けなかったけど、12月には行けるようになった生徒もいるのですか。
教育政策課長	不登校の数値につきましては、1学期末、2学期末の数値でございますので、その後復帰したカウントは入っておりません。
大矢委員	では、復帰した子の数は入っていないということですね。
原田委員	復帰しても、今の時点で20日以上休んでいたらカウントされるということです。
教育政策課長	例えば、2学期時点で20日以上を越えていた、児童生徒が3学期に回復いたしまして、30日を超えなかった場合は、この数字から減

ることは考えられます。

委員長

何か質問等がございますか。無いようでしたら、次に移ります。

教育政策課長

〔以下、参考資料等により、(2)平成23年度摂津市教育方針の総括について報告あり〕

生涯学習課長

〔以下、参考資料等により、(2)平成23年度摂津市教育方針の総括について報告あり〕

委員長

何か質問等がございますか。

委員長職務代理者

まず、総論的なこととして総括のありようといえますか、そういったことについて意見を申し上げます。総括と言えば、あまり良くない記憶がよみがえってくるわけですが、一方的に恫喝を受けてという印象です。本来、総括というのは評価、振り返っての評価が丁寧になされ、それが将来に結びついていくという大変な作業だと思います。今年も、23ページに及ぶ、報告となっていますが、我々が資料提供を受けて見る分につきましては、ボリュームとして4枚くらいに短縮できるのではないかと考えております。それが為には、重点特化をしないとイケないと思います。ここでも、重点事項と指示事項と、どうしても大区分になっているわけですが、これを圧縮いただいて、分野から言えば知、徳、体、そして生涯学習の分野で8ページくらいに収まるのではないかと、重点特化の方向性を出していただけたらと思います。重点特化をするについては、特に数値化、具体化、具体的な計画があって評価をし、来年に繋げていくわけです。今日は、計画ではありませんので、計画自身がそのような内容になっていないとならないのではないかとと思います。2つ目は、この内容というのは、我々止まりで留めているわけではなく、広く公にすべきだと思っております、従って最低限、議会への報告も踏んでいただきまして、議会議員と我々の評価がどう違うのかということを検証する意味でも、これを材料に交流の場というのが必要ではないかと思っております。総論的には2点申し上げます。あと、各論ですが20点ほどあります。1点目は、2ページ「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成を全小中学校で行った。とありますが、これの保護者の反応、評価はどうであったのか。名前を伏せたうえで、後ほど資料をお願いします。2点目、3ページ「最適な指導法

や教材の研究が急務である」と書いてありますが、スピード感に欠ける。学習指導要領が変更して数年たっている中での対応。思考力、判断力、などは他人に説明する場面の設定なしには定着しえないと言われていて、これは昔から言われていることであり、教材の研究であるとか、この段階ではないと思います。例えば、文化審議会が平成 16 年にこれからの時代に求められる国語力についてという答申があります。あれを読めば、その後の言語活動、文化振興法の制定といい、子どもの読書活動の推進、このような一連の流れとして、当然現場でそういう危機感を持って取り組んでいかなければならなかった問題なのではないかと思います。急務どころではありません。3 点目は、同じページ「校長対象の結果概要説明会を開催し、保護者・市民対象の説明会を 3 回開催した。」とありますが、そこで何を説明されたのですか。学力向上の中心、責任を担わなければならないわけです。学校長のマネジメントといいますか、責任については、どのような説明会が行われ、後段、指導助言を行い、加筆修正を指示したという内容を教えていただきたい。4 点目、地域との関係で人間基礎教育との関わりなのですけれども「人間基礎教育の趣旨を踏まえて、地域の清掃奉仕活動を積極的に取り組まれた」とありますが、地域自治会によっては、年に 5 回～6 回全体で取り組む清掃としては 6 回、最低しているわけです。この内容には、独自で取り組まれる活動があったのか、なかったのか。子ども会、生徒会、学校の先生方等で組織しての取組なのか、この中身をいつ、どこで、どのようなメンバーでされたのか、積極的に取り組まれたという表現ですから掴んでいると思います。5 点目、4 ページ、先ほども不登校の問題もありました。不登校対策委員会は先生方を中心に、個別対応に努めているということですが、今 129 件、昨年同様の数値です。教育長が先ほど質問されていたように、年度末までどうなるのかという思いがあるわけですが、16 年当時、大阪府の 3 カ年で半減するという動きがありまして、当時かなりその計画についての実績があります。突出した学校によりますと、摂津小学校については、当時 0 まで努力をした。これは、カウントの仕方にもよりますが、ボーダーラインの子どももたくさんいると思います。ちょっと背中を押してあげることによって、教室に足を踏み入れることができる子どももたくさんいると思います。これは、リーダーが一定の数値目標を立てて、行っていないといけません。これは非常に個々の子どもによっては、自由な判断を第一優先にして、学びの場に出てこないということでは困りますし、教育は一定の強制も

必要だと思います。強制が伴うわけですので、このようなことも頭に踏まえながら対策委員会の方も、もちろん取り組んでいるとは思いますが、数字を見ると心配します。土俵に上らなければ、学力のことを言っても意味がないのです。教育を変えたというのは、生涯にとってどれだけの影響があるかを考えたときに、これについてはもっともっと努力をしないといけないと思います。16年当時と19年当時と現在の129件がどういう状況なのか、あとで結構ですので資料提供いただければと思います。6点目、5ページ「3つの朝運動」は非常に結構で、全校に広めていただきたいなと思います。ある雑誌で読んだのですが、全国小学校長会の会長が、東京都のある学校で毎朝5分間の運動を続けており、続けるということが大事、そしてそれが結果にも出ている。前は、欠席の子どもの人数は4人であったのが、2.8人にまで減少し学力にも響いているというようなことが披露されておりました。やはり朝のこういった取り組みは、脳の活性化、学習意欲の向上ということで、全市的に取り組んでいただきたいなと思います。7点目、6ページ教員免許更新制への対応の中で「概ね完了した」ということなのですが、概ね完了の数値、対象者、免除者等々の数値、概ねでいいのかどうか、その後の動きがあれば説明をお願いします。8点目、9ページ文化振興審議会、摂津市国際交流協会、摂津圏文化行政連絡協議会、この3点について十分に交流ができなかったというふうになっているのですが、そのできなかった原因、これは今年初めてできなかったのか、ここ数年このような状況が続いているのかどうか、特に、国際交流をお尋ねしたいと思います。9点目、同ページ、文学講座とありますが、どのような文学講座なのか教えていただきたいなと思います。10点目、11ページ1行目、「新体力テストを味生体育館で実施した」とありますが、どのようなメニュー、内容をお願いします。11点目、同ページ、「ふるさと摂津案内人」とありますが、今何人くらいの方がいて、どの地域にいるのか、どういう分野でいるのか、お尋ねします。12点目、13ページ、国旗、国歌の問題ですが、6月に条例制定もあるわけですが、我々教育委員会としては現行の学習指導要領に基づいて着々と現場で根付いたものをつくらなければならないということだろうと思います。この3行の記述で、誰が努めたのかという主語がないわけです。もちろん、教育委員会であり、校長でありということだろうと思いますが、誰が指導し、努めたのか、どのような指導をしたのか、説明をお願いします。13点目、同ページの学校評価、これは自己評価の段階で留まっておるわけですね、もちろん自己評

価は事務規程ですから、次のステップとして関係者評価に取り組みなければ、十分な効果が得られないというふうに思っております。特に昨年、ガイドラインが新たに示されたわけですから、あのガイドに沿って、これらについてもしなければ、さらに第三者評価というところまで予定されているわけですね。関係者評価もできていないのに、第三者評価なんてできません。14 点目、18 ページに学級がうまく機能しない状況とありますが、授業が成立しにくい状況は時折みられるという状況は何件くらい報告されているのか、それと、高校進学について進路保障協議会を中心に様々な取り組みがあるようです。私は昨年、1 学期の折、春の段階で新たに高校に進んだ子どもが躓いているということが前年におきまして広く全般的に見られたわけです。中途退学者が摂津市では多く、保護者の負担というのは大きいものです。せっかく入学できたのにも関わらず、志半ばに退学する状況は決して好ましいことではありませんが、いろいろな理由があるかと思えます。そのような状況がある中で、進路指導を保護者にさらに担任が後押しして的確な指導をしてほしい、と思えますがこれは担当外のことで、そのような調査はできません。しかし、可愛い子どもがその後どうしているのかということは担任には報告と状況把握を、秋までにはと去年の夏ごろに言うておりましたが、今だ報告がありませんので、お聞きしたいと思えます。16 点目、20 ページの安全点検についてですが、分かる範囲で結構ですので、どのような状況だったのか説明いただきたい。最後に、22 ページ地域教育協議会、すこやかネットは私も関わっておりまして、一定分かっているつもりではありますが、私としては非常に中学校区単位というのは非常に広いわけです。共通の課題意識を持ち、取り組もうとすれば、私は小学校区単位でのこのようなネットが必要なのではないかと思います。作るとなれば、作業が大きいので、学校協議会を十分機能するように、組織はできあがっているわけです。校区によっては、真似たければならないと思う学校もたくさんあります。しかし、そうでない校区というのも多いと思えます。すこやかネットさらに充実するというではありませんが、地域的な難点、児童と生徒との課題の違い等色々あります。そのあたりで、小学校単位での強化が必要ではないかと思います。これも繰り返しですが、評価の数値で示されているのは2カ所だけです。5 ページの耐震化率と16 ページの部活の入部率だけです。このような、数値化することによって、プランがうまくいくのではないかと思います。

教育次長

総括的なものに関して、2点だけお答えいたします。書式の変更につきましては、前回の点検評価にございました。そこでも申し上げましたが、次回の方針を作る時にそのような変更をさせていただきたいという形でお答えさせていただいて、それに期待するという回答をいただきました。今回は、23年度当初作った方針を総括いたしますので、やはり我々としてはこれを完結させたいという意味において、従前等の形でさせていただきました。おっしゃっていただいております、圧縮であるとか数値化につきましては、次の4月以降に作成いたします、新しい方針の方で考えております。数値化につきましても、おそらくご期待に添うほど数値化できておりません。今考えられる中で、数値を取り込もうとする努力はしておりますので、その辺りを見ていただけたらと思います。広く公開でございますので、ホームページに掲載するなりいたします。議会との関係は、やはり法律で定められております、評価点検報告書これが議会に対する我々の報告でございますので、これをもってしたいというのが事務局の思いであります。

委員長職務代理者

1月15日の議会だよりを見ますと、一般質問ですから、どのような内容かわかりませんが、本来我々も関心を持たないとならない事項について質問されています。私が特に関心をもったのは、大阪府の教育基本条例案と関わり、大阪維新の会の政策と市の関係の中の中学校給食についての一般質問が12月13、14日にありました。前回の教育委員会の前に、このような質疑応答があったわけです。これから見ても、教育委員会と議会は一定の意見交換はしないといけないわけです。これは、去年年度末までは議論はしないということになりましたので、一方的にこれ以上は意見はしませんが、そういうことを感じました。

次世代育成部次長

ご指摘、ご質問のあった点について、私の方から述べさせていただきます。なお、詳細につきましては担当課長からご説明させていただきます。1点目の「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成を全小中学校で行ったとありますが、これにつきましては該当する生徒の保護者とも十分話し合いまして、より個に応じた指導というものを行っていく中で、保護者との十分な話をし、十分なコンセンサスを得ながら進めていっているものと我々は考えております。なお、個別の指導計画というものですが、名前を伏せてということでしたが、中身については中身そのものが個人を特定でき

るものでございます。従って、名前を伏せてお示しするという
ことも避けたいと思います。ただし、担当課長の方からどういった項目
があるのか、そういった様式はお示ししたいと思っております。

大矢委員

保護者の反応はどうか。という質問だったと思うのですが、
それは保護者の満足を得られているということでしょうか。

次世代育成部次長

満足とは言っていないませんが、十分に話はできているというこ
とです。それは、個別になればなるほど保護者の思いというものがあり
ますから、満足を得られているか、必ず保証はできません。しかし、
一定今のスタッフで、学校という施設でこういうことができるとい
うコンセンサスは得ていると思います。

委員長職務代理者

これ一点ずつしたいのですがよろしいでしょうか。情報公開につ
いての捉まえ方なのですが、名前を伏しても分かる人は分かるとい
うことなのですが、その学校では名前を出さなくても分かっている
と思います。しかし、他校あるいはこのようなレベルでは全くわか
りません。名前を伏せてしても情報公開ができないということでは
か。情報公開とプライバシーの関係ですが、これは情報公開が優先
されるべきです。それは判例はいくらでもあります。ある街でも、
しよっちゅう審査委員会にかかっています。そして、その判断もで
ています。

大矢委員

保護者も立場から申し上げますと、保護者自身子どもの障がい
を受け入れられていないお母さんはたくさんいます。例えば、トイレ
に行けないから、トイレにけるように指導するというのも書いて
いると思います。そういうことを知られたら、ショックなお母さん
もたくさんいます。難しい問題だと思います。本人の承諾を取れれ
ば、公開しても構わないと思いますが、名前を伏せても一般的に出
すのはどうかと思います。

教育長

私、先ほどそのような資料を見せてくれというような要望があり
ましたので、次長がいうように担当課長のほうから、こういう項目
のことが、具体的なことではなくても、その中に書かれているとい
うことが分からないので、様式があれば出してもらわないと次に進
めないと思いますし、情報公開の話になると議論が違う方向に行っ
てしまうと思います。

委員長職務代理者 様式をわざわざ作ってではなくて、具体の個別計画があるわけですよ。保護者からどのように評価されているかということを検証するために、そういう個別の指導計画を開示してほしいという趣旨なのです。大矢委員が懸念されていることですが、それは個人的な感情として最もな話です。それはそれでいいんです。そのことと公開ができないこととは、全く別次元の話だと思います。

原田委員 支援計画というのは、かなり細かいところまで書いておりますので、それは本人ないし保護者の承諾がいるのではなかとと思います。カルテとかなど、当事者には公開します、それ以外には裁判とかなどでは公開いたしますが、本人の了解がなければ他はありません。

委員長職務代理者 それでは100歩譲って、いわゆる公開ではなく我々レベルだけの提供はどうでしょうか。

教育長 実物そのものを出すということは、2名の委員がおっしゃっているように、ご本人の了解がなければ難しいのではないかとということで、私もそう思います。そういう実物を私たちが見てというよりも、そういう個別の指導をしていって保護者の方はこれで満足しているのか、卒業してお子さんが進学していって適切に成長していっているのか、支援計画はありますけどまだまだなのか、あるいはうまくいっているのか、その辺の評価をしておけばいいのではないのでしょうか。個々の実物を見てもあまり意味がないのではないかと思います。

委員長職務代理者 この情報は、計画を作られた方以外に当然かなりの範囲で共有されていると思いますが、どの範囲で共有しているのでしょうか。

教育政策課長 1つの例として、イメージしやすいのは個別の教育支援計画についての指導要領のようなもので順次引き継いでいくイメージで持たれると分かりやすいかと思います。今年度、就学前教育機関だけでなく障害児童センターとも書式の統一を図りまして、作成者の氏名を記載しながら中学卒業まで引き継いでいこうという次第です。指導計画については、いわゆる通知表をイメージされたらいいのではないかと思います。学校の担任を含めた、支援学級担任、管理職、学校全体で共有していると考えていただいても結構です。

委員長職務代理者　もう1点、この問題については、大矢委員が言われるような感覚は理解します。理解はするのですが、これはそういうことが恥ずかしいとか公にされたくないという考え方については、教育はこれを肯定するのかどうか、これは人権問題や同和問題などでありました。

大矢委員　その点について、申し上げると、保護者本人が恥ずかしいと思って受け入れられないということは教育が必要だということですか。時間が必要な方はたくさんいるのです。すぐに自分の子どもが障がいがあると、生まれてきて分かった、育ててきて分かったときに、「はいそうですか」と言って受け入れられる人と、すごく時間がかかる人がいます。子どもが在学中に保護者が受け入れられるかどうかは分かりません。

教育長　教育委員として、その情報を知って何がアドバイスできるのか、それはもっと担当の先生とか、指導している方とか、その人にとって一番いい教育とはどうなのかということを考えていったらいいのではないかと思います。前よりも、そのことがうまくシステムとしてうまく機能して、その子がうまく進学して行って、その子にとって適正な教育が受け入れられるかどうかという所を重点おいて見ていったらいいのではないかと思います。

委員長職務代理者　我々の役割分担として、一定の誠実に取り組んでいただいておりますけれども、チェッカーといいますか違う立場からも検証しなければならないという所から申し上げているのです。その趣旨を理解してもらわないと、興味本位で聞いているのではありません。

次世代育成部次長　続けて参ります。2点目、最適な指導法や教材の研究が急務であるということですが、スピード感に欠けるのではないかとのご指摘のとおりだと思います。学習指導要領が本格実施されましたが、それまでの移行期間もございましたし、その意味から申しますと、授業改善の取組はもっと進んでいかなければならなかったのではないかと思います。危機感を持って取り組んでいるかどうかということですが、危機感を持っております。3つ目の学力調査のこととも関わるのですが、授業改善が必要でありながら学校組織の中で一貫的に、個々の先生を頼るのではなくて、総合的に授業改善の取組はなかなか行われていない。授業改善は個々の教員が、研修に

参加して、バラバラに力量はつけてきていると思います。学校として責任をもって、預かるわけですから、総体としてどう取り組んでいくか、本校では子どもの実態として、このような指導法を取ります、このような教材に本校では徹底的に研究します。そういう体制がまだまだできていないのも確かです。教員の個々の意識は変わりましたが、組織としての意識はまだまだきちんとできていない、そんな意味から校長対象の説明会やヒアリングを行っています。ここでは校長のリーダーシップ、つまり何をここの学校は目指しているのか明確にすること、組織的な授業、研究、授業づくりを速やかに行うことなど、リーダーシップを発揮した上での組織改革を主に教育長から話をしていただいております。人間基礎教育の地域清掃奉仕活動の中身ですが、ここは積極的な取り組みと申しておりますが、意識としては積極的になってきていると思います。個別に地域と一緒に取り組もうとしてきておりますが、形として表れているのはまだまだです。地域教育協議会でのすこやかネットの合同清掃であるとか、そういったことではないかと思っております。ただし、これが一部の部活動が参加していたりしていたものが、かなり輪を広げているのではないかと思っております。不足な点がございましたら、担当課長から説明いたします。不登校の半減計画、かつては行っておりましたし、確かに摂津小学校では0までいきました。不登校の半減計画の数値にこだわるということについては大阪府教育委員会も数ばかりにこだわるのはいかがなものかとおっしゃっていただきましたし、我々も思いとしては半減ではなく0にしたいと思っております。半分減っても半分きてないということで、思いとしては全部の生徒にアプローチしなといけないのではないかと、その結果として減少していくということは必要であると思うのですが、思いとしては、全員へのアプローチを忘れてはならないと思います。ついつい数字のことばかり見るあまり、10人減ったから進んだなどという思いから、残っている不登校の子どもたちへの思いが希薄になっているのではないかと以前指摘されたところでした。16年当時、19年当時、現在の統計についてはまた資料提供させていただきますが、明らかに進歩したのが組織的な対応です。教育センターも含めて、学校の中で教員が全体的な取り組みを、行っています。しかし、数が減らない状況というのは、以前にも増して、要因が複雑に絡んできたことと調達します。不登校と虐待の関係、これももちろんございます。そういったものが本当に複雑に絡んできて、今たくさんの人を配置すれば、減るのではないかと言う人もいますが、課題は

多岐に渡っています。その中で一定、教育センターも設けましたが、交通整備をしながら、取り組んでいく必要があると思っていますところ。撰津小学校がかつて0にした取り組みも組織で取り組んだ成果です。

教育長

今の、教育委員会会議で不登校の問題にしても、学校の取り組みを事務局の方から一方的に言われても、この1点だけでももっと議論しないと、総括と言えばこの問題と学力だと思います。学力については、このようにしたと書いていますが、それでもなお低迷する要因とはなにか、どうしていったらいいのかということをも5人の教育委員の方で議論していく、議論の深め方をしないとなかなか難しいと思います。学校の在り方などを詰めていかないと、上辺だけの気がしてなりません。また、それはそれで時間取ってできたらと思います。

委員長職務代理者

今の提案、大いに賛成です。前にも提案していますが、議案の少ない月に関しては、学力なら学力問題だけに集中して議論しないといけないと思います。以前から言っていますが、全く実現されていません。実際に取り組まないと成果などは、あがりません。そのことを再度、提案したいと思います。

委員長

続いてお願いします。

委員長職務代理者

今のところの、本市の課題に応じた教職員研修等とありますが、本市の課題というのは何ですか。

次世代育成部次長

本市の課題で取り上げているものは、不登校の問題にしても、いかに居場所として感じられるような学校づくり、学級づくりをしていくかというのがあると思います。つまり、安心して過ごせるかということ、安全面の問題もありますけれども心の居場所としての学校ということで、不登校防止研修として、学級づくり研修ということもこれまで行ってきましたし、あるいは、解決手段として暴力ではない手段で人間関係のトラブルを解決しようという研修も今年度行っております。従って、先ほどから課題ということも申し上げておりますがここで本市の課題に応じたというのは、例えば学級集団づくりなど、いろいろ原因が考えられる中で課題に応じて研修を行っているという意味です。3つの朝運動については、全市的に取

り組んでいきたいと思っております。教員免許更新制の対応ですが、昨年度末の段階で更新を受けていない教員が、全国的にたくさんいるという報道もありました。本市では、対象者が更新を完了して手続きを行っているところです。概ねと記載しておりますのは、例えば研修が非常に混み合っておりましてなかなか受講できていないような状況もございます。大阪府の場合でありますと、いろいろな大学も取り組んでいるのですが枠がいっぱいになってしまったりしてなかなか受講できない状況もございます。期間をずらして受けたり、府教委や大学関係者にももっと広げてほしいという要望もしています。そんな意味でやや受講が遅れて、準備が整っていない方もいます。しかし、いまの見込みとしては、今年度にしても対象者は期日までに終了する見込みです。自ら教員を続けるために行くものですので、強制はできませんが、対象者に関しては学校長を通じて連絡しています。

委員長職務代理者

確かにおっしゃるように、命令は法律上できませんけれども、ただ10年間の有効期限を過ぎれば、影響は出るじゃないですか。これは一定の様子見をしていきたいということですが、これは文科省なり色々な動きの中で、躊躇されている方、次長が言われたとおり大学の機関が十分でないなど色々な理由があるのだと思います。現行法どおりいけば、一定の期限を迎えれば、失職もありうるかもしれないわけですよ。やっぱり命令はできないということではあります。大いに関心を持つ必要はあるのではないかと思います。

次世代育成部次長

2年間で対象者が更新を受けて、修了証を示して府の方で更新手続きに入るとのことでございます。本市では、免許を失効するような方はいません。国旗国歌について、指導要領に基づいて適切な指導を行うということを、努めているところでございます。もちろん教育委員会が、そのように努めているところもあります。校長会で指導事項として、最後に少し指導したらいいのではないとか、計画的な指導を行わなければならない。あるいは、卒業式、入学式の儀式の意味合いをよく理解したうえで、この内容に沿った形で適切な授業を行うように、教育委員会が努めております。指示を受けた管理職が指導を行うように指導し、学校内の教員が児童生徒に指導しているところでございます。従って、摂津市の教育委員会事務局が指導を行えば、全体が努めたということになると、私は申し上げたいと思います。続いて同じ意味で学校のことでございますが、自

己評価に留まっております。関係者評価に広がるということは、私も重要であると考えております。もちろん、関係者評価は努力義務ですが学校が風とおしが良くなることとか、学校の教育目標が明らかにされ、教育目標に沿って教育が行われているのかどうか、それについてはきちんとした意見もいただく必要があると思っております。そんな意味で、この学校協議会というものがさらに機能して学校協議会が関係者評価を行える、その体制が理想であると思っております。従って、私どもこの学校評価に関わっては自己評価からさらに広げて、学校協議会を有効に活用して、学校協議会が関係者評価が行えるようにしたいと思っております。

委員長職務代理者

国旗・国歌について言えば、まだまだ曖昧なところがありますけど、これがだんだんはっきりしていけば、府の教育長が指示、命令されたように、校長は何月何日何時何分どういう命令をしたかという記録も求められていくのです。そこまで、命令、指示というのは、厳格性が求められるわけです。それは、私個人としては不幸なことだなど、そこまでされないとなかなか指導要領、自分の自覚に基づいて、行動していかないと、命令をされて、行動するということとは違います。そういう意味で、非常に低次元な話だなという感覚は持っておりますが、現場がそういう状況であればそういうような条例の動きがでてきても、やむをえないと思います。現場が、条例を呼び込んだのだと私は考えております。学校評価の関係については、段階としてこれはわかります。学校協議会でまずは取り組んでいただく、学校協議会についてもこれは活動の濃淡といいますか、相当教育委員会が指導を発揮しないとイケません。これ、16年じゃないでしょうか。きっちりしたフォローをお願いします。

教育長

国旗・国歌の件につきましては、校長会などで会うたびに注意しております。今年特に、子どもたちが歌えていないので、小学校の場合は音楽の授業から声を出して歌えるように指導していますし、教職員がまず歌わないといけないということで、校長会などで強く指導しております。摂津市の中で1番問題となっているのは、歌うということです。府の条例とか、東京都の判例をみていましたら、府立高校などで何が問題になっているかといいますと、起立しないということです。私は、摂津の学校を見ていて、起立はできているのですが、歌えていないので現場に指導しています。学校協議会の問題につきましては、やはり次長が言いますように学校協議会の中

で、関係者評価までもっていければという思いがありますので、その辺は学校協議会のひとつの役割として、そこまで全協議会が持つていけるように、実態をみながら今後考えていきたいと思ひます。

委員長

進路指導の方に行きます。18 ページ。

次世代育成部次長

続きますて、学級がうまく機能しない状況が何件くらいあるのかということですが、授業をしにくい状況は0 であげております。正しくは、学級がうまく機能しにくくなる可能性がある状況と思つた方がいいのではないかと思つております。特に今年度、新任教員、経験の浅い教員で特に高学年の女子児童の指導がうまくいかなかったりとか、そんな例もありました。あるいは、低学年で集団的に児童が言うこと聞かなくなつてしまつて、授業と休み時間の区別がつかなくなるような状況が起こりそうになっているということがありました。学校教育相談員という職で新たに2名配置いたしましたが、その状況は可能性がある、心配などの連絡を受けましたら、すぐ行って指導をしています。定期的な学校訪問をした時も、廊下を歩いていて気になつたというクラスがあれば、チェックをして校長を通じて指導する場合があります。実際の件数は、かなりあるので、持ち合わせておりません。状況として、心配なところが時折見られれば、すぐにいくようにしております。春の段階で、高校を中退した生徒の数字は、情報を把握するところは難しいです。どうやって数字を拾えばよいか悩んでいます。確かに数字をあげるということは、困っている子どもを救うという意味でもあると思つております。

委員長

それでは、安全点検 20 ページお願いします。

総務課長

学校に設置しておりました、遊具体育用具等につきましては、学校保健安全法施行規則に基づいて、実施させていただいております。その中で今年度といたしましては、グラウンドに設置しております、サッカーゴール等につきましては、ほこりを抑えるためのニガリをまいている関係上、腐食が激しくそういった修繕関係は多くありました。あと幼稚園で1件、かなり遊具が老朽しておりましたので、代替えできる遊具をすでに設置しておりましたので一部撤去いたしました。11月26日に、起こりました、別府小学校のモルタルの落下におきまして、12月26日、27日に現地の調査をし、全小

中学校、幼稚園、保育所の調査を終え、今業者に図面等を書かせている状況です。我々も速報だけ報告を受けておりました、二次の調査が必要であるという学校は8校あるということです。校舎全体ではなく、部分的に危険であると思える箇所が8か所あるということです。専門業者と共に我々も見に行きましたら、1校かなり危険な箇所がありましたので、その学校につきましては、ロープ等で子どもたちが入らないようにしています。

教育長

この問題については、全市的な問題となっておりまして、学校だけでなく公共施設全般にも築40年以上たっている建物が多く、そのような崩落事故等も起こってきているということで、26日、27日に業者、都市整備部の職員、そして学校関係者、と見に行きどのように工事するのか、議論いたしました。経費については補正予算を臨時議会を開いてでも確保するような議論をしています。市を挙げて、この問題取り組んでいるということをご報告いたします。

委員長

では22ページ、すこやかネットについてお願いします。

次世代育成部次長

個別学校の課題等については、学校協議会で議論すべきものだと思います。小中学校それぞれの課題に応じて、先ほどの関係者評価も含めて行っていこうと思っております。すこやかネットそのものも、最終的に大きな地域として捉えながら、その中で各小学校ではどんな課題があるのかとかを基盤としながら、運営していくのが本来なのではないかと思っております。全体的な動きを行うためにも、個別の学校区での課題等についてもさらに交流されるべきではないかと思っている次第です。

委員長

では、国際交流について、お願いします。

文化スポーツ課長

国際交流協会に関しての連携について申し上げます。国際交流協会を通じて外国から来られた方、本市から外国に行かれる方、そのような方に対して関係団体と連携を取りながら文化交流を図っていくということで考えております。ただ、23年度は具体的な実績を上げることができませんでした。逆に、22年度はオーストラリアの方にサッカー交流ということで行かせていただきました。市レベルでは、交流を図ることはなかなか難しかったのですが、市民レベルでの交流はそれぞれ図っていただいております。新体力テストの内

容ですが、20歳から64歳までの方と65歳から79歳までの方と2つのグループを対象にしております。テストの内容につきましては、片足立ち、握力、反復横跳び、上体起こし、立ち幅跳び等の計測をしております。

委員長職務代理者

今の交際交流協会、市民レベルでは交流が出来ているが、しかし市としては出来ていない、ということですが、どちらも単独であるグループでバンブー市に行きたいということもあるかもしれませんが、通常は協会を中心に市民が行うのがこの事業です。行政はできていないけど、市民はできているというのは、よく分からないのですが、どういうことでしょうか。

文化スポーツ課長

言葉足らずで、申し訳ございません。市民レベルで出来ていると思われるのですが、具体的な細かい話は我々のところにまで入ってきておりません。立ち話的に、事後報告は受けますので、そういう関係で市民レベルでの交流がそれぞれ進まれているかなと思われまます。先ほど、国際交流協会、教育委員会等の繋がりの中で具体的な動きを進めることができなかつた。派遣を進めさせていただくとか、お迎えをするとか、具体的な動きはなかつたということですが。

委員長職務代理者

計画として、単年度単位でやる計画と数年とおして年は変われども、実施する計画の立て方が通常だと思っておりますが、摂津市の場合はどういう風になっているのでしょうか。

文化スポーツ課長

具体的な動き、具体的なお話は進んでおりません。

委員長職務代理者

こんなことは、協会ができた時に作るものであって、まだまだ出来ておりませんというのは、23年度をさかのぼって出来てなかつたということでしょうか。数年事業というのはないのですか。

教育長

以前、バンブー市と友好都市を結びました。あの時は、市レベルでの行政間での交流を行ってきたのですが、それから、現在は民間交流が市の考え方になっています。ですから、民間どうしで交流していただきたいという考え方です。私たちは国際交流協会の会員として登録しています。国際交流協会から、いろいろな配布物が届きますが、そのレベルなのです。周年事業の時に、市長がバンダバーグ市に行かれて、バンダバーグの市長がこちらに来られたりもしま

したが、そのくらいの交流の仕方です。基本的には民間のレベルの交流ということで摂津市は進んでいるということですから、ここに書かれているように教育委員会がこの中でどうするのかというと非常に難しいだろうなと思います。国際交流協会が企画したその中へ教育委員会が入っていくということは考えていない、今後どうしていくかということです。

委員長職務代理者

そういう方針なり、実態であれば、私はわざわざ総括をしご報告いただく必要はないのではないかと思います。そのような、ベースであれば、もう民間でされればいいということです。

生涯学習課長

ふるさと摂津案内人ですが、平成23年5月段階で22名の会員がおられます。各分野に分かれておまして、多くはサラリーマンをご退職されて歴史に興味がある方です。摂津市内の方が17名、市外の方が5名、女性が4名います。この会の活動は年に6回ほど、摂津市民を対象とした講座がコミプラで開催されています。

委員長

以上で回答いただいたわけですが、他に何か質問はございますか。

大矢委員

摂津高校と連携を取ったと記載がありますが、ぜひこれからも続けていただきたいと思います。高校をすぐ中退してしまう子ども達も小中高を連携することによって減るのではないかと思います。積極的な情報発信ですが、ホームページがあまり更新されていないということは、各校の負担になっているのではないのでしょうか。教育委員会のバックアップが必要なのではないのでしょうかと感じました。学校園と保護者市民との意見交換、具体的な取り組みなどがもっと必要だということなのですが、この間の学力説明会、私も行かせていただきましたが、教育委員会の方から説明いただいたのですが、市民との意見交換など協働が必要なのではないかと思います。その為には、市民にも出てきてもらわないといけないのですが、学校や教育委員会が頑張っても難しいとみなさんおっしゃっているので、市民を盛り上げるようになればいいのかなと思います。中には、教育委員会の関係者の方が多くて、市民が入れないという雰囲気がありましたので、もっと和やかになればいいのかなと感じました。22ページ、支援学校の交流はどれくらいされたのでしょうか。

教育政策課長

正確な回数は今資料を持ち合わせておりません。

原田委員

17 ページ、スクールソーシャルワーカーについてですが、教育委員会として、スクールソーシャルワーカーはどのように評価されていますか。

次世代育成部次長

つつい、学校がお助けマンを求めるといいますか、この分野について代わりをやってほしい、そういう姿勢になりがちです。それは、その人がいないと解決しないわけで、その人がいなくなると再発するということがこれまでございました。スクールソーシャルワーカーは、問題行動等のアシスト等を中心に行うことで、実際に動くのは教員である。組織的に絡むのも教員である。そういうことをお伝えいただいていると思います。そんなことで言えば、見通しを持てるようになりました。スクールソーシャルワーカーが入ることによって学校に元気が出ているなどと思います。代表的な学校が二中だと思えます。

委員長

この件については、貴重なご意見、詳しい回答ご説明いただきまして、ありがとうございます。これにて、総括を終了します。続きまして、次に移ります。

教育推進課長

[以下、参考資料等により、教科書並びに教育現場での厳正な宗教的中立性の遵守を要望する請願について報告あり]

委員長

何か質問等はございますか。

大矢委員

小学校の授業で、クリスマスリース作りなどをするところがあるようですが、私は子どもが作ってきたときは驚きました。先生や子どもたちにとったら、綺麗な飾り付けなのかもしれませんが、キリスト教にとって、クリスマスというのは非常に意味のあるものです。今まで、摂津市にはキリスト教以外の熱心な信者がいなかったから何も問題なかったのだと思いますが、やはり熱心な方がいたら非常に嫌悪感を抱くと思います。

原田委員

家の前にある、丸いのですか。もうあれは、ブームですし、いたるところでしています。

大矢委員

しかし、それを学校現場で行うというのはどうなのでしょう。

委員長職務代理者

個人的な意見ですが、私は、全く違和感はありません。つまり、それほど、キリスト教にも仏教にも神道にも身近な距離にありません。そんな感覚で、何の違和感もありません。ただ、これは信者といえますか、宗教ですから、微妙な捉え方は当然ありますし、それはまさに教育基本法の15条にあるように宗教に関する寛容な態度、あるいは社会生活における地位の尊重ということから言えば、当然感覚的にも認めなければならぬと思います。学校現場における取扱いが24年の通達はまだ生きているのです。あのおり、されればいいのですが、特に今回宗教教育については一文も触れられておりません。本市の宗教教育、これは当然15条の改訂というのは旧法の半世紀ぶりに改正された基本法です。その背景は読み取らないといけません。当然、その認識はお持ちだと思います。どういう風に変ったかご披露いただけますか。前馬さん。

次世代育成部次長

さっと答えられないのが情けないところではありますが、宗教に関わっては日本は国際化社会の中でこれまで以上に敏感にならないといけないのではないだろうかと思っております。このクリスマスの件につきましては、欧米では学校で取り上げるのはいかなものかということで、スペインでは一切排除しております。そんな中でより、多様性でありますとかを認める社会になればと思っております。ただ、今回の請願なのですが教科書の採択については法に基づいてきちんと行っており問題はないと思っております。そこで請願について話し合うということについては、そぐわないのだろうなと思っております。クリスマスについては、一般的に行っておりますが、我々はいろいろな意見を取り入れて学校教育に携わりたいと思っております。

委員長職務代理者

要は、今言われた、そのような寛容な態度、社会生活における宗教の尊重など、旧法にそのとおりありましたが、宗教に関する一般的な教養が尊重されなければならない。つまり、教えないといけないということです。これが新たな改正で入ったのです。私はこの請願者への回答として担当課のお考えでいいかと思っております。ただ、教育現場において宗教教育が基本法が求めている内容で教えているのかどうか、教科書も随分バラバラです。今日のこの説明の位置付けが理解できない。これ議案でも何でもありません。来月また議案として取り上げるのか、全くしないで請願として取り扱わないのか、位置付けはどうなのでしょう。吹田市は、きっちり教育委員

会で取り上げているではありませんか。茨木市も協議中とはありますが。高槻市は、相手に了解を得て取り付けているということで、議案としては取り扱っていないのですが、教育委員会事務局としてどのようなご意見なのかお聞かせ下さい。

教育次長

その点につきましては、我々この文書を受付いたしまして、内部で相当な議論を致しました。この文書が請願として、有効な文書なのかどうか、受付は致しましたが受理すべきかどうか、その点から議論致しました。当然、我々だけではなく近隣各市の状況を調査しましたらこのような結果になりました。実は、この方は日本全国の自治体にこの文書を継続して出されています。そのことについては、私どももインターネットで調べまして、近隣都市の対応はまちまちです。請願として扱う所と報告として扱う所と受理しない所それぞれでした。今回、高槻市が書いていますように年齢が書いていないという1点において、その市の請願という取扱いにおいて基準を満たしていないということで、受理しないという市もあります。一旦、これを受付して内容を検討した結果を、事務局から一定の考えをお示しして委員の方でご議論いただいて、ご議論を残すという報告案件としてあつかわさせていただく方がいいのではないかと、請願法によりますので、請願法では第5条で、この法律に適合する請願は、官公署において、これを受付し誠実に処理しなければならない、というふうにされております。ですから、この処理については、先ほども申し上げましたが、それぞれの自治体がそれぞれの判断で受理したとして取り扱われますし、要望としても取り扱われますし、請願として取り扱われても、議論を残すということで、回答は留保とする主旨の取り扱いもあります。事務局としては、請願法もありますので、受理しないということは問題が残りますが、受理させていただいた結果として、今のところ1項目については、本市は適切に判断しておりますので支障はありません。2項目につきましては、本市といたしましても宗教的配慮の中で適切に行っております、ただこのように請願された主旨にいたしましては、理解いたしまして、今後も参考にしなければならないと思っております。今回、報告案件として委員の皆さんにお示しして議論を持って終結したいと思っております。

委員長職務代理者

そうしますと、報告いただいて、議論して、報告案件として位置づけるだけで、請願法にあたります回答はしないということでしょ

うか。事実経過をだけ残すということでしょうか。

教育次長

請願法によります処理といいますのは、回答することや受理すること議論を残すこと色んな手法があります。事務局は、今行っている範囲であれば理解できるのであえて回答までは必要ないのではないかと、委員の議論経過を残しておればいいのではないかと思いますし、ここに請願法によります処理は受付し受理をし、教育長以下事務局として判断し委員にご議論いただき、議事録に残し、処理しなければならないということを満たしていると思います。

委員長職務代理者

請願法の5条の簡単な法律で、何の手続き規定もありませんが、行政実例の中では多くあります。行政には出ても、なんの問題もありません。しかし、議会が委員会という方向もあれば、そういうことをせずに2段目の教育活動だけを見て教育委員会に委ねるけれども判断そのものは議会がするというような方向もありますし、これはいろいろあります。教育委員会でなんらかの処理をしなければならないと思います。私はまず、繰り返しますが担当課の考えの中身のとおりでいいと思います。だからあと議論をすと言っても、これについての意見ではありません。だから、経過だけを残すとかいうことではなく、このとおり回答してもいいのではないかと思います。

教育次長

相当数の自治体の回答を見ました中で、だいたい事務局の判断は概ね適切だと思っております。回答するかしないかは自治体によっても、分かれておりますし、委員会の判断も異なります。事務局の判断といたしましては、この内容を読まさせていただく中で、これについては議論をすることで処理をしたということになるのではないかと思っております。

委員長職務代理者

文書受理は事実上はしています。文書受理をした以上、採択の処理をしなければなりません。議論をしたけれども、担当課の考えは内容採択なのです。当然回答すればいいのです。議論しないといけません。

教育次長

その点は、私どもは何度も申し上げますが、事務局の考えを示した中で今ご議論いただいたと思っております。請願法の趣旨に沿って、我々も処理しなければならないと思った中で、溝口委員は受理

した以上採択をしなければならないとおっしゃいますが、請願法には適切に処理しなさいと書いております。この処理が、採択、不採択という判断をした自治体もあります。しかし、そうではなくて、これについて自治体に適切に処理ということ、この議論をもって適切に処理をした、終結をしたという自治体もあります。報告した自治体もあれば、報告をしない自治体もあります。受理した以上、回答しなければならないというわけではありません。

委員長職務代理者

これ、遠い団体ですからこんな悠長なやりとりをしていますが、近いところからの請願が上がってきた場合、受理はしましたが採択不採択せず、議論の経過のみだけなら、この民主主義の社会の中で請願の理解ができていないと言われても仕方がない。請願とか陳情とか要望とかでもそうです。市民の声もそうです。そんなことなら、このような資料提供はやめて下さい。迷惑な話です。

教育次長

こういう判断については、全国の色々な自治体を調べた結果として、このような形でいいのではないかと思ひ報告させていただきました。事務局の判断が委員の意見と異なるようであれば、それはまた1つの考えだと思ひます。各市町村の議事録等も引っ張り出して、調べた結果です。溝口委員がおっしゃるように、請願は国民の権利ですので、憲法にも謳われていることは、十分承知しております。

教育長

教育委員会事務局で受けて一応このような処理を報告いたしましたということで、教育委員会そのものの判断を仰ぐのではなく、私もこれをみていますと、請願書ではなく要望書くらいなものではないかと思ひます。もし、聞かれましたら教育委員会ではこのような判断を致しましたと、このような事実がありましたというご報告だけで留めておいていただいたらと思ひます。

生涯学習部長

議案第1号の大矢委員からの質問で、委員に重複はないのかという質問で私、重複はありませんとお答え致しましたが、社会教育委員、公民館運営審議会委員、図書館等協議会委員延べ34名いるなかで団体推薦等の関係もありまして、公民館運営審議会委員は重複はありませんが、社会教育委員、図書館等協議会委員は子ども会の代表の方、家庭教育実践者の方2名が重複しておられます。

教育政策課長

12月の定例会で実施要領の簡単な説明をいたしました、全国学力・学習状況調査の参加の件です。大阪府は来年度の6月に実施されます。大阪府の方が悉皆、全国の方は抽出参加というところでご理解いただいたと思うのですが、もう一度確認させていただきませう。よろしいでしょうか。

教育次長

今日、感想文書ということでお手元に資料を配布させていただきました。私14日の土曜日、摂津市の子ども達を対象といたしました、読書感想文の発表会に行きまして。読み聞かせ会では、笠地蔵をテーマにし20分程度の読み聞かせがありました。子どもたちも私も思いを巡らせるようなそんな雰囲気でした。表彰式では、低学年、中学年、高学年の表彰者が壇上に上がりまして、自分の読書感想文を読んで聞いてもらっていたという取り組みがありました。その場で、別府小学校の上田校長先生から連絡がありまして、別府小学校の方でベルマークの収集活動をしておりまして、その活動が全国でも10校ほどしかないベルマークの優秀校に認定されたと報告がありました。その活動を裏に掲載させていただきました。摂津市は、読書サポーターの方がいまして、別府小学校の鎌田さんがベルマークを集めて本を買ったのですが、その本が子どもたちに大変好評だったことを図書館だよりに掲載したことを送ったらベルマーク協会から認定が下りたということです。この活動が、子ども達にも自発的に広がりまして、子ども達から親、PTAに広がりまして、現在はPTA全体の取り組みになりまして図書を買うというような活動になっているということです。ベルマークの標語コンクールにも応募いたしまして、それも最優秀賞になったということです。両方とも、現金3万円づつ賞金でいただいたもので、図書を買うという、読書活動に繋がっております。

教育政策課長代理

先ほど、冒頭で資料1をお配りさせていただきました、平成23年度優秀教員文部科学大臣表彰の件でございます。第二中学校の木下吉広指導教諭が平成23年度優秀教員文部科学表彰を受けました。その記事が17日の読売新聞に掲載されております。木下指導教諭の教諭時代の教務主任や学年主任としての活躍、また昨年度まで勤務しておりました、第一中学校において首席として経験の浅い教職員の育成に尽力してきたなどの功績を称え、今年度文部科学大臣表彰を受けたものでございます。

委員長

何か質問はございますか。続きまして、各課事業報告及び結果報告について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長

〔各課事業予定及び結果報告について説明あり〕

委員長

何か質問はありませんか。なければこれで、平成 24 年第 1 回定例会を終了いたします。ご苦勞様でした。